

あなたの力が地域の力に

## 大野城市コミュニティ活動

### 応援ファンド事業募集

#### (第1期募集)

「地域をもっと住みやすくしたい」「地域で抱えている問題を解決したい」「地域を活性化させたい」など、すでに地域で活動をしている団体などに、地域活動の資金を助成します。必要に応じて関係機関・団体との調整や活動に関するアドバイスなどの支援も行っています。

●**募集事業** ◇地域の環境を守るための事業 ◇地域住民同士の交流を深める事業 ◇地域活性化のための事業

◇青少年育成に関わる事業 など

●**応募方法** ◇直接提出 ◇メール

※応募の手引きなどは、申込先で配布またはホームページ

ジからダウンロードできます。



●**応募期間** 12月1日(木)～31日(土)

(窓口受付は27日(火)まで)

※今回から期間が早くなっています。

●**審査会** 2月

●**申し込みと問い合わせ先**

各パートナーシップ活動支援センター(コミュニティセンター内)

◇南 ☎(596)0686

◇中央 ☎(573)3127

◇東 ☎(504)1428

◇北 ☎(513)0099

## ごみの野外焼却は禁止されています

野外でごみを燃やすことで、「洗濯物に臭いがつく」「煙で窓を開けることができず換気ができない」などの苦情が多数寄せられています。

ごみの野外焼却は、一部を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されており、野外焼却を行うと、刑事罰の対象となることもあります。また、一部例外として認められている場合でも、健康被害を含む生活環境への配慮をお願いします。

簡易焼却炉やドラム缶などは、焼却設備の構造などが基準を満たしておらず、有害物質が発生する恐れがあるため、野外焼却はできません。

生活環境を守るため、ごみは自分で焼却せず、適正に処分しましょう。

●**問い合わせ先**

循環型社会推進課 生活環境・最終処分場担当

☎(580)1887

## 事業所ごみの減量とルールの確認

### ルールを守って

事業所ごみは法律により、自己処理が原則となっています。

自己処理ができない一般廃棄物は、市が許可した地区担当の収集業者に依頼するか、処理施設に直接持ち込んでください。

※産業廃棄物は、専門の処理業者に依頼してください。

### ごみを削減するために

資源物としてリサイクルすることで、ごみを減らせます。

ごみ減量指導員が市内事業所を訪問し、資源としてリサイクルできるものや処理方法について説明します。分からないことがあれば、気軽に質問してください。

### ●古紙のリサイクル方法

古紙回収業者に引き取りを依頼してください。ごみ減量指導員が訪問の際に、無料回収業者を紹介しています。

回収には、事前の登録が必要です。循環型社会推進課に問い合わせてください。

※シュレッダーにかけた紙も回収します。

### ●分別方法

雑がみ・新聞紙・雑誌・ダンボール・OA用紙・シュレッダーにかけた紙などに分けて出してください。(濡れている紙は出せません)。

### 事業所ごみを家庭用ごみ袋に入れて出すことはできません

個人事業者で、自宅と事務所や店舗が併設されている場合、自宅から出たごみと事務所や店舗から出たごみを併せて、家庭ごみとして出されていることがあります。

事業所ごみは、家庭ごみと分け、処理施設に直接持ち込むか、収集業者に収集を依頼し、事業所用ごみ袋で出してください。

### ●収集業者

(有)大野城美掃

☎(503)6166

(有)クリーンみかさ

☎(575)2789

(株)大野環境

☎(586)3020

### ●問い合わせ先

循環型社会推進課ゼロカーボン推進担当

☎(580)1886